

都市計画道路事業（朝霧二見線・江井ヶ島松陰新田線）

の施行について

都市計画道路朝霧二見線・江井ヶ島松陰新田線については、平成28年3月10日、国土交通省近畿地方整備局告示第33号に基づき事業を実施しています。施行する事業地は下記のとおりです。

なお、都市計画法第67条の規定により、平成28年3月10日の翌日から起算して10日を経過した後に、事業地内の土地建物等を兵庫県以外の者に有償譲渡しようとする場合は、その土地建物等の予定対価の額及び譲り渡そうとする相手方等をあらかじめ書面をもって兵庫県に届け出なければなりません。同法第67条の規定に違反して、届け出をしないで土地又は土地建物等を有償で譲渡した場合は、同法第95条により50万円以下の過料に処することになりますので、特にご注意ください。

事業内容の詳細及び上記の有償譲渡に関する届け出及び土地収用法上の取扱いの内容等についてお尋ねがある場合は、下記の土木事務所にご照会下さい。

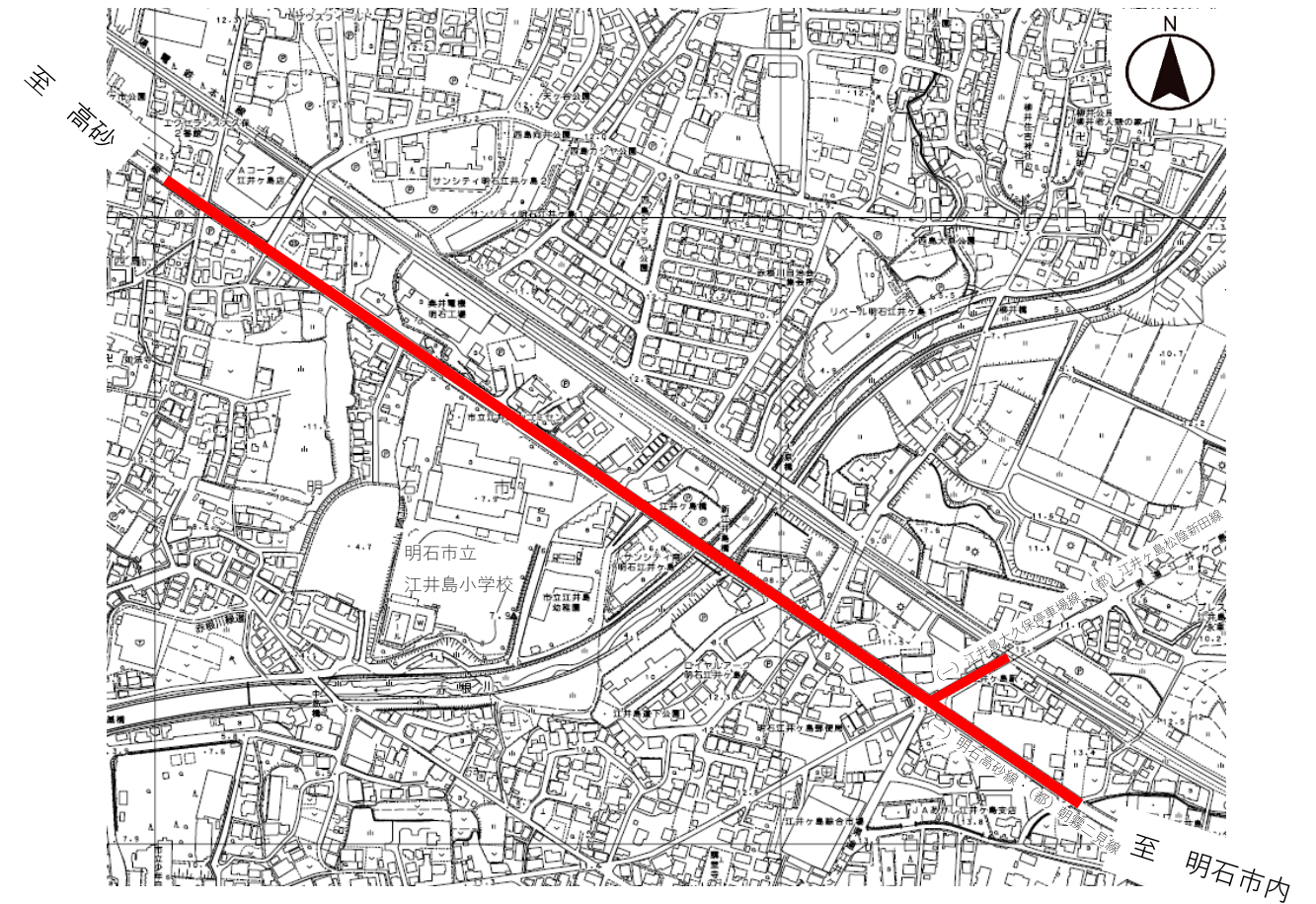
令和 7年 10月

兵 庫 県

記

1. 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業 3・4・8号 朝霧二見線
および 3・3・101号 江井ヶ島松陰新田線
2. 施行日
平成28年3月10日～
3. 設計の概要
(朝霧二見線) 延長 880m 幅員 16m 車線数 2車線
(江井ヶ島松陰新田線) 延長 60m 幅員 16m 車線数 2車線
4. 施行者の名称
兵 庫 県
5. 事務所の所在地及び名称
明石市中崎 1-7-8
兵庫県東播磨県民局 加古川土木事務所 明石街づくり対策室
電話 078-912-3377 (担当課) 明石事業第1課 用地第2課
6. 事業地の所在
兵庫県明石市大久保町江井島字池下、字西辻ヶ鼻、字辻ヶ鼻及び字道下並びに
大久保町西嶋字大原、字下カジャ、字上カジャ、字中スジ及び字北ヶ市地内

平面図



横断面図

